

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 21 日

各務原市内介護保険サービス事業所の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、厚生労働省から別添のとおり連絡がありましたので周知いたします。訪問介護労働者に係る移動時間の取扱い等については、原則として労働時間に該当する旨を令和 2 年 3 月 30 日付厚生労働省老健局振興課及び老人保健課事務連絡にて周知しております。今般、厚生労働省において訪問介護労働者の法定労働条件の遵守に当たって特に徹底すべき事項が取りまとめられたため、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

介護保険最新情報 Vol.912

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a>